

**(仮称) 県産農林水産物魅力発信ポータルサイト構築業務
委託仕様書 (公募用)**

本仕様書は、千葉県が委託する「(仮称) 県産農林水産物魅力発信ポータルサイト構築業務」の企画提案募集に当たり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

(仮称) 県産農林水産物魅力発信ポータルサイト構築業務

2 目的

県内外に向けて「千葉県産農林水産物」の魅力を発信するため、県が管理する既存のWebサイトを集約、情報を整理し、新たなポータルサイトとして「(仮称) 県産農林水産物魅力発信ポータルサイト」(以下「ポータルサイト」という)を立ち上げることで、効果的な情報発信を図る。

3 契約期間等

(1) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

(2) ポータルサイト構築に係るスケジュール

ア 構築期間

契約締結の日から令和9年2月26日(金)まで

イ 公開日

令和9年3月1日(月)

ウ 運用期間

令和9年3月1日(月)から3月31日(水)まで

4 委託業務の内容

受託者は、以下(1)～(9)を踏まえ、ポータルサイトの制作、運用を行う。

また、実施に当たっては、全体設計、コンテンツ作成、デザイン、素材(画像、文字情報等)の入手、データ加工、コーディング、各種システム構築、サーバー手配等、県が直接行わなければならないもの(※)を除いた一切の業務を行う。

※県が直接行う作業の例として、県が所有するドメイン(「pref.chiba.lg.jp」のサブドメイン)の割当及びDNS設定(必要に応じてTXTレコードの設定を含む)並びに府内手続き(公開承認、検収等)がある。

(1) ポータルサイト構築に当たっての基本方針

ポータルサイト構築に当たっての基本方針は以下のとおりとする。

ア ポータルサイトは、消費者をメインターゲットに、「千葉の農林水産物」に関わる全ての人間に発信できるよう、多様な情報を集約したWebコンテンツとして提供する。

イ ポータルサイトは、県が管理する既存のWebサイトとは異なる構成のサーバー環境上に新たに構築するものとする。（ドメインは県が所有する「pref.chiba.lg.jp」のサブドメインを使用すること）

ウ ポータルサイトの名称は、「千葉の農林水産物」の情報発信をイメージできる、シンプルで分かりやすいものとすること。

エ ポータルサイトは、全体を通してデザイン及び操作性が一貫されたものとすること。

オ 別紙1「階層イメージ」を参照し、カテゴリや階層が整理され、利用者にとって分かりやすい動線となるよう工夫された構成とすること。なお、トップページについては（3）に、コンテンツページの要件等については（4）に記載する。

カ ポータルサイトの全体デザイン及び構成は、SNSとの連動制（※）に留意したものとすること。

※県が管理するSNS（X、Instagram、Facebook）のアイコンやヘッダー、広告用バナー等に展開しやすいデザインであることが望ましい。また、構成についても、スマートフォンやタブレット端末等からの閲覧を意識したものであることが望ましい。

キ デザインの工夫や、写真、アイコン及びイラスト等を効果的に使用することにより、利用者にとって魅力的なものとすること。また、各ページの制作に必要な画像等の素材は、受託者が手配することとするが、既存サイトで使用されている写真等については、県の提供を受けることができる。

ク ポータルサイトの掲載内容については、以下の既存サイトの内容を集約する（※）こと。ただし、既存サイトのデータ削除等は本業務に含まない。

※ここでいう集約とは、単にリンク設定等によるものではなく、既存サイトが削除されることを前提に、既存サイトの内容をポータルサイトに反映させることをいう。

（ア） 教えてちばの恵み（※）

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/index.html>

※教えてちばの恵みのうち、以下に示すものは、原則、ポータルサイトへの掲載を想定すること。

「千葉の農産物（ちば旬鮮図鑑）」「千葉の水産物（千葉さかな俱楽部）」「レシピ紹介」「取組」「Chef's CHIBA」「フード・アクション・ちば」「食のちばの逸品を発掘」「ちばの野菜伝道師・協力隊」「房総ジビエ」「体験・イベント情報（直売所情報など）」

（イ） 黒アヒージョ特設サイト

URL : <https://kuro-ajillo.jp>

（ウ） 「千葉自賛」特設サイト（日本なし、さつまいも、粒すけ）

URL : <https://nashi.chibajisan.jp>

<https://satsumaimo.chibajisan.jp>

<https://tsubusuke.jp>

ケ 旬やイベント等、時期に合わせた鮮度の高い情報を発信できるよう工夫すること。

- コ ポータルサイト構築に当たっては、既存サイトに掲載されている情報を精査・再編集し、不要なページの削除や構成の見直し等を行った上で、適切なページボリュームとすること。

(2) ポータルサイトに共通する要件等

ポータルサイトに共通する要件等は以下とおりとする。

ア ユーザビリティ・検索性

- ・ ポータルサイト全体を通して、ユーザビリティや検索性に配慮し、利用者がスムーズに情報収集できるよう工夫されたものとすること。

イ アクセシビリティ

- ・ 「JIS X 8341-3:2016」に可能な限り配慮すること。改正された場合は、適宜対応すること。

ウ 使用ドメイン

- ・ ポータルサイトのドメインは県が指定するもの（「pref.chiba.lg.jp」のサブドメイン）を使用すること。なお、ドメインの所有権（使用権）は県が有する。
- ・ 当該サブドメインの割り当て及びDNS設定は県が行うものとし、受託者は県の指示に基づき必要情報を提供すること。

エ グローバルナビゲーション

- ・ 原則、全ページ共通のナビゲーションバーを設置すること。

オ 簡易編集機能

- ・ CMS（WordPress等）の導入等により、高度な専門知識を有していない者でもページの編集を可能とし、効率よく情報を発信できるようにすること。

カ レスポンシブデザイン

- ・ スマートフォンやタブレット端末等でアクセスした場合であっても、自動的にサイズ変更等が行われ、レイアウトや表示が最適化されるものであること。また、ページによって表示領域及び行間等が変わらないようにするとともに、URLがパソコン用のページと同一となるようにすること。

キ 拡張性

- ・ カテゴリやコンテンツ等の増減に対応できるよう、性能及び拡張性を持たせること。

ク アクセス解析

- ・ 各コンテンツページの月ごとのアクセス数が把握できるようにするとともに、アクセス解析・分析ツールにより、利用者の属性や滞在時間等の閲覧行動等を分析できること。

ケ 将来のシステム移行

- ・ ポータルサイトの運用開始後、他の事業者であっても機能追加、改修作業等ができるようになるとともに、将来、他のシステムへ移行する際に支障が生じないようにすること。

コ SEO対策等

- ・ 利用者が主要な検索エンジンのキーワード検索を利用して、ポータルサイトに流入することなどを想定し、ポータルサイトが検索の上位に表示されるよう、適切なSEO対策等を行うこと。

(3) トップページの要件等

トップページの要件等は以下のとおりとする。

- ア 「千葉の農林水産物」の魅力が伝わるとともに、必要な情報がどこにあるかが分かりやすい構成、デザインであること。
- イ 旬やイベントの時期に合わせてトップ画像等を入れ替えられるものであること。
- ウ 新着・イベント情報等は分かりやすい位置に配置されていること。
- エ 各掲載情報をダイレクトに検索できる総合検索機能があること。
- オ 県が管理するSNS (X、Instagram、Facebook) のリンクボタンが設置されていること。
- カ その他トップページへの掲載が適当と認められる情報を掲載する。

(4) コンテンツページの要件等

コンテンツページの要件等は以下のとおりとする。

また、コンテンツページは、以下のカテゴリごとに制作するものとする。ただし、ここで示すカテゴリは公募時のものであり、最終的なカテゴリ及びコンテンツの内容については、提案事項を踏まえ、県と協議の上で決定する。

ア 農林水産物紹介

- ・ 県産農林水産物の概要、数値的なデータに基づく情報（ランキング等）を掲載すること。
- ・ 県産農林水産物の主要産地、旬等の情報を掲載すること。
- ・ 掲載する内容は、既存サイトにある情報等をもとに、県と協議の上で決定する。

イ 旬（トピック）

- ・ シーズンごとに、旬の県産農林水産物に特化した情報を掲載する。（年4回程度の更新を想定）
- ・ 掲載する内容は、既存サイトにある情報等をもとに、県と協議の上で決定する。

ウ 新着・イベント情報

- ・ 新着・イベント情報をサムネイル等を用いて表示すること。
- ・ 過去の掲載情報が閲覧できるようにすること。（アーカイブ機能を持たせること。）
- ・ 掲載する内容は、原則、県が提供する。

エ 買う／食べる

- ・ 県産農林水産物（生鮮、加工品）を扱う販売店（直売所、ECサイト等）、飲食店等の情報を掲載すること。
- ・ リンク設定により、掲載店舗の公式サイト等へ遷移できるようにすること。
- ・ 掲載する内容は、既存サイトにある情報等をもとに、県と協議の上で決定する。

オ 特集

- ・ 県産農林水産物のうち、特にPR等を強化している品目について掲載する。
- ・ 企画提案時においては、「黒アヒージョ」、「日本なし」、「さつまいも」を想定しているが、掲載する内容は、既存サイトにある情報等をもとに、県と協議の上で決定する。

カ その他

- ・ その他効果的に県産農林水産物の魅力を発信できるコンテンツ。

(5) サーバー環境の構築等

サーバー環境の構築等に関する要件は以下のとおりとする。

ア 構築環境について

- 受託者は、ポータルサイトの稼働に必要なサーバー環境を選定し、構築・運用すること。
- ポータルサイトは、SSL/TLSプロトコルを使用し、HTTPSで構築すること。
- SSL証明書は、信頼できる認証局が発行したものを利用すること。
- ドメインは本項（2）ウのとおりとする。ドメイン（サブドメイン）の割当・設定（DNS設定等）は県が行うものとし、受託者は県の指示に基づき必要情報を提供すること。

※ドメインの取得、使用に要する費用は、本委託料に含まない。

- サーバー及びSSL証明書については、受託者が取得・設定・更新・管理を行い、その費用は本委託料に含むものとする。

イ セキュリティ要件

- 別紙2「セキュリティ要件」のとおり。なお、ポータルサイトは情報発信を目的とする公開型Webサイトであることを踏まえ、合理的かつ実効性のある対策を適用すること。

ウ 対応ブラウザ

- 以下のブラウザにおいて、すべてのページ・コンテンツの閲覧が問題なく実行できるようにすること。また、契約期間中に新しいバージョンが提供された場合は随時対応するものとし、サポートが終了した製品・バージョンについては対象から除外する。

パソコン向け	スマートフォン・タブレット端末等向け
<ul style="list-style-type: none">Microsoft Edge 最新バージョンGoogle Chrome 最新バージョンsafari 最新バージョン	<ul style="list-style-type: none">iOS及びAndroid 標準ブラウザ

(6) ポータルサイトの保守管理

受託者は、ポータルサイトの円滑な運用のため、以下の保守管理業務を行う。

ア システム管理

- 契約期間中のサーバーの管理運用、システム監視、障害発生時等の対応等を行い、安定したポータルサイトの運用を維持すること。
- 保守管理体制を明確にし、責任者をおくこと。
- 受託者は、保守管理体制に自社以外の企業を組み込む場合であっても、最終的な責任は受託者が負うこと。
- 障害が発生した場合に、迅速・的確に対応できる体制を維持すること。

イ セキュリティ管理

- 別紙2に基づき、ホスティングサービス事業者が提供するWebアプリケーションファイアウォール（WAF）、改ざん検知、マルウェア検知等の機能及びCMSの更新管理を適切に運用すること。異常検知時は、状況把握、影響範囲の確認、必要な暫定措置及び復旧対応を行い、県へ速やかに報告すること。

ウ バックアップ管理

- 定期的にデータのバックアップを行い、障害時のデータ復旧やデータの紛失や破損等に備えること。

エ ログの蓄積・管理

- 情報システムに対する不正アクセス等の把握を目的として、サーバー環境及びCMSにより取得可能なアクセスログ等を保全し、必要に応じて確認できる状態を維持すること。

オ 監査管理

- システムの監査及び点検を行い、システムに問題がないかどうかをチェックすること。
- システムの不具合や脆弱性が判明した場合の迅速なプログラム改修・復旧作業を行うこと。

カ 掲載情報の最新化

- Webサイトに掲載されている各種情報について、定期的に（月に1回以上を想定）点検を行い、不備等を発見した場合は必要な対応を実施すること。

キ その他保守管理

- 運用時間は24時間365日とし、障害発生時には迅速な対応が可能な体制を構築すること。
- 保守・メンテナンス作業は利用者への影響を最小限に抑えるよう、停止時間を可能な限り短縮すること。また、実施予定は事前に県と協議の上で調整すること。
- サーバー及びネットワークについては、採用するホスティングサービス事業者が提供する可用性向上策（冗長化された設備、監視、バックアップ等）を活用し、サービス停止リスクの低減を図ること。障害発生時には、影響範囲の確認および復旧手順に基づき、速やかな復旧に努めること。
- その他ポータルサイトの円滑な運用に必要な対応をとること。

（7）ポータルサイトの運用開始に当たってのサポート

受託者は、ポータルサイトの円滑な運用開始のため、サポート業務を行う。

ア 県職員に向けた操作マニュアルを作成すること。

イ 県職員に向け、操作方法等の研修会をポータルサイトの運用開始前に1回程度行うこと。

（8）業務の引き継ぎ

本業務の契約期間の満了、全部もしくは一部の解除、その他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は県の求める措置（データ類の提供等）を講じるとともに、本業務終了日までに県や令和9年4月1日以降に本サイトを管理する者が間断なくポータルサイトの運営・維持・管理を行うことができるよう、移行作業を支援すること。

（9）その他

ア ポータルサイトの周知用のバナーデータを作成すること。

イ その他ポータルサイトの制作、運用に必要な事項。

5 企画提案事項

企画提案時には、以下の内容を含めて具体的に提案すること。

(1) ポータルサイトの方針等

ポータルサイトのコンセプト（テーマ）、全体構成、全体のデザインイメージ、ポータルサイトの名称案、SNSとの連動制を意識した点等。

(2) ポータルサイト全体の機能要件等

ユーザビリティや検索性に配慮した点、拡張性、CMS等を使った入力・編集イメージ、アクセス解析・分析ツールの内容、SEO対策等、その他本業務目的を踏まえ工夫した点等。

(3) トップページについて

トップページの構成、デザインとレイアウトのイメージ、その他本業務目的を踏まえ工夫した点等。なお、トップページについては2案以上を提案すること。

(4) コンテンツページについて

コンテンツページの構成、デザインとレイアウトのイメージ、その他本業務目的を踏まえ工夫した点等。なお、コンテンツページについては、4（4）で示すカテゴリのうち、「ア 農林水産物紹介」と「エ 買う／食べる」に加え、任意カテゴリから1つ以上を含む3つ以上を提案すること。

(5) サーバー環境、保守管理及びサポートについて

ポータルサイトの安定した運用のため、配慮、工夫した点等。

(6) 経費

ア 本業務に係る費用として、次の費用をそれぞれ算出する。

- ・ 全体経費
- ・ 全体経費のうち、ポータルサイトの立ち上げ（運用開始）までに必要な経費
- ・ 全体経費のうち、運用開始後に必要な経費（保守管理等）

イ ポータルサイトの継続的な運用に必要な経費の参考とするため、次の費用（概算）を算出する。ただし、この費用は本業務の費用ではないことから、委託料に含まないよう留意すること。（ポータルサイトの継続的な運用に必要な経費の目安を把握するためのものである。）

- ・ 維持管理に必要な経費
 - > サーバー管理等に要する経費、セキュリティ・保守対応の経費、アクセス解析、その他運用サポート等、ポータルサイトの維持管理に必要な経費。ただし、1年（12ヶ月）分を算出すること。
- ・ ページ等更新費用①
 - > 軽微なテキスト変更、リンク更新、レイアウト調整等を実施する1回当たりの経費。
- ・ ページ等更新費用②
 - > 大幅なレイアウト変更や新規ページの作成等を実施する1回当たりの経費。

(7) スケジュール

令和8年4月第1週を契約日とした場合の本業務の実施スケジュール案。

(8) その他独自提案事項

他の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的を効果的に推進する独自の提案があれば行うこと。なお、独自提案は以下の点に留意すること。

- ア 新規にSNSアカウントを作成することは認めない。ただし、広告のために使用する場合はこの限りではないが、その場合においても、事前に県と協議すること。
- イ 独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

6 成果物及び検査確認

(1) 成果物

本業務の成果物として、ポータルサイトをインターネット上に公開するほか、以下のものを電子データにより県に提出すること。

- ア 業務完了報告書
- イ 本業務の実績報告書
- ウ サイト設計に関する資料
- エ システム構築に関する資料
- オ 操作マニュアル
- カ 保守管理に関する関連データ
- キ 掲載した写真素材及びデザイン素材
- ク 掲載したコンテンツデータ
- ケ 周知用バナー
- コ その他本業務の実施により生じた資料のうち県が指示する資料

※成果物のうち、写真素材はjpgやpng形式等、デザイン素材及び編集可能な制作データはaiやpsd等、県が二次利用・再編集可能な形式で提出すること。

(2) 検査

- ア ポータルサイトの運用開始までに、県による動作確認検査を受けること。
- イ 令和9年3月31日までに、全ての業務を完了させた上で、前項に定めるものを提出し、県の実施する検査を受けること。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やWebサイトにおける使用、増刷ができるものとする。
- ・ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

8 運営及び管理

（1）業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

（2）業務実施計画書

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施に係る計画書を県に提出し、県の承諾を得た上で業務に着手すること。

（3）業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。なお、責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（4）事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

（5）経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（人件費、制作料、使用料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

9 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

10 法令遵守及び安全管理

（1）関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

（2）安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

（3）作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

12 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、決定する。

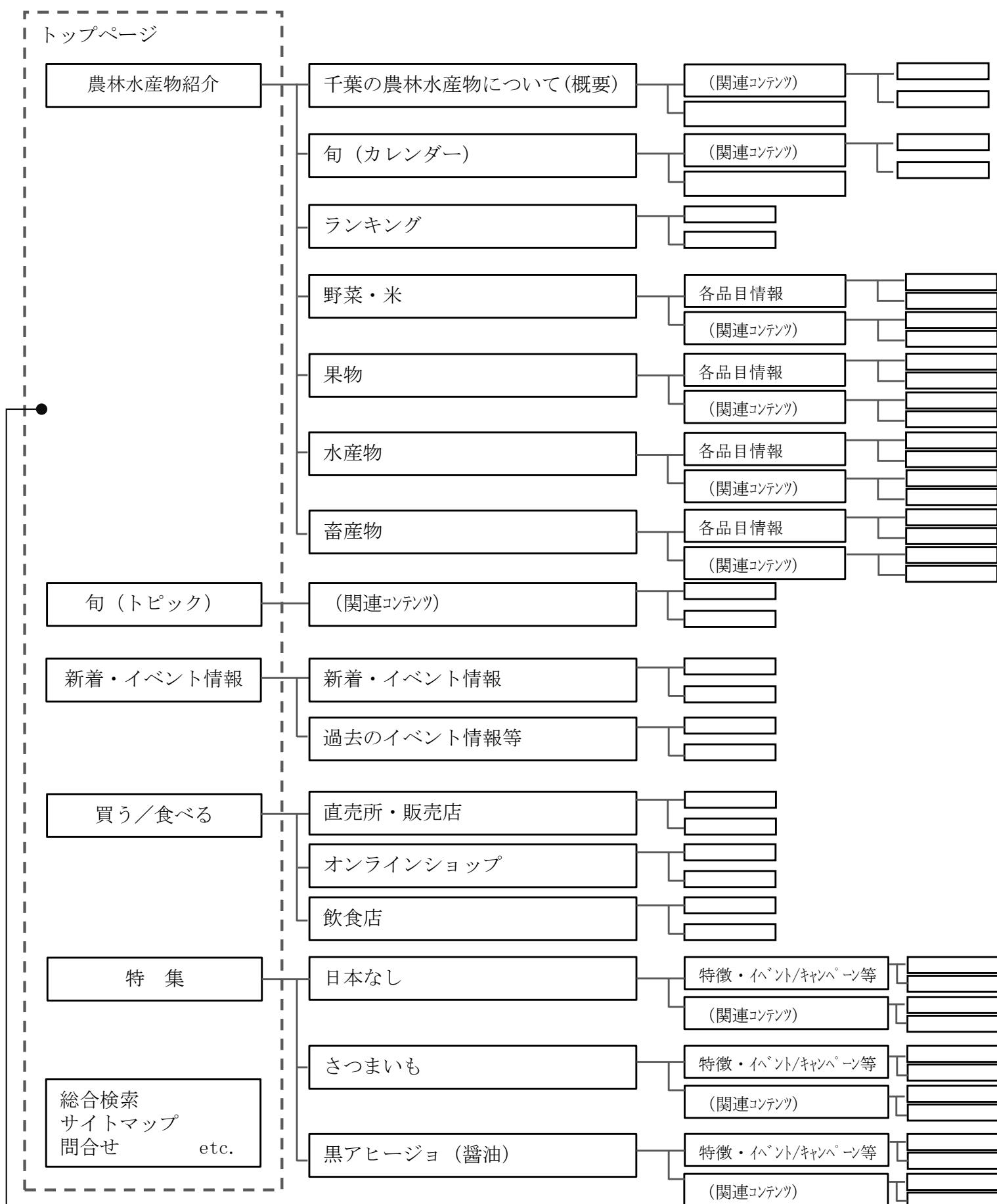
(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。

階層イメージ

※公募時の階層イメージであり、本業務目的を踏まえ、全体構成を提案すること。

※階層はカテゴリやコンテンツにより、深くなることは差支えないが、利用者にとって閲覧しやすい構成、動線に留意すること。



セキュリティ要件

本セキュリティ要件は、ポータルサイトが情報発信を目的とした公開型Webサイトであることを踏まえ、過度な個人情報や機密情報を取り扱わない構成を前提とする。

本要件においては、サーバー提供事業者（ホスティングサービス、クラウドサービス等）が提供する標準的かつ実績のあるセキュリティ機能を活用することを基本とし、ポータルサイトの特性および運用実態に即した、合理的かつ実効性のあるセキュリティ対策を求めるものとする。

1 侵害対策

（1）通信回線対策

通信回線に関するセキュリティ対策については、サーバー提供事業者が提供するネットワークセキュリティ機能（ファイアウォール、Webアプリケーションファイアウォール（WAF）等）を活用し、不正アクセスや不正通信の防止を図るものとする。

（2）不正プログラム対策

不正プログラム対策として、サーバー提供事業者が提供するマルウェア検知、Web改ざん検知等の機能を活用し、不正な挙動を検知した場合には速やかに対応できる体制を整えること。

（3）脆弱性対策

サーバー基盤（OS、ミドルウェア等）の脆弱性対策については、サーバー提供事業者による管理・更新を前提とし、CMSやCMS導入に付随する拡張機能等については、受託者が適切に管理・更新を行い、既知の脆弱性への対応を実施すること。

2 不正監視・追跡

（1）ログ管理

不正アクセス等の把握を目的として、利用するサーバー環境及びCMSにより取得可能なアクセスログ等を活用し、必要に応じて確認できる状態を維持するものとする。

（2）不正監視

サーバー提供事業者が提供するセキュリティ監視機能や不正アクセス検知・通知機能等を活用し、不正アクセスや異常な通信を把握できる状態を確保すること。

3 アクセス・利用制限

（1）主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、ID／パスワードの方式を採用し、主体認証情報

の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能として、パスワードの複雑性及び指定回数以上の認証失敗時のアクセス拒否などの条件を満たすこと。

(2) アカウント管理

ア ライフサイクル管理

主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

イ アクセス権管理

情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

ウ 管理者権限の保護

特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

4 機密性・完全性の確保

(1) 通信経路上の盗聴防止

通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信内容を暗号化すること。

(2) 保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存できないようにすることに加えて、保存された情報を暗号化すること。

(3) 保存情報の完全性確保

情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

5 情報窃取・侵入対策

(1) 情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、記憶装置のパスワードロック、暗号化等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

(2) 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

6 障害対策（事業継続対応）

（1）システムの構成管理

情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

（2）システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として1日を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

7 サプライチェーン・リスク対策

（1）受注者（再委託先含む）において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、発注者が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。

（2）調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、発注者が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

8 利用者保護

（1）情報セキュリティ水準低下の防止

情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやWebコンテンツ等を提供すること。

（2）プライバシー保護

情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。